

小城市債権管理条例（案）と解説

○条例の構成

第1条	目的	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
第2条	定義	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
第3条	他の法令等との関係	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2
第4条	市長等の責務	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2
第5条	台帳の整備	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3
第6条	督促	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3
第7条	滞納処分等	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 4
第8条	強制執行等	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 4
第9条	債権の放棄	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 7
第10条	情報の利用等	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 8
第11条	委任	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 8
附 則	（施行期日等）	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 9

※参考 小城市の債権の例

強制徴収公債権	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市税</li> <li>・国民健康保険税</li> <li>・後期高齢者医療保険料</li> <li>・生活保護費返還金（内不当利得等）</li> <li>・下水道事業受益者負担金・分担金、農業集落排水事業分担金、市営浄化槽事業受益者分担金</li> <li>・公共下水道使用料、特定環境保全公共下水道使用料</li> <li>・保育料</li> <li>・土地改良事業分担金 等</li> </ul>
非強制徴収公債権	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童扶養手当返還金</li> <li>・延長保育料</li> <li>・生活保護費返還金</li> <li>・農業集落排水使用料、浄化槽使用料</li> <li>・行政財産目的外使用料</li> <li>・市営環境整備事業負担金 等</li> </ul>
私債権	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上水道使用料</li> <li>・公営住宅使用料</li> <li>・市民病院診療費</li> <li>・育英資金貸付金</li> <li>・放課後児童クラブ利用者負担金</li> <li>・普通財産貸付料 等</li> </ul>

## 小城市債権管理条例（案）と解説

### （目的）

第1条 この条例は、市の債権の管理に関し必要な事項を定めることにより、市の債権管理の適正化を図り、もって公正かつ円滑な行財政運営に資することを目的とする。

### 【解説】

この条例は、租税債権をはじめとした市の債権について、法令等に基づいて統一的・体系的に整備し、適正な管理事務の処理を行うとともに、円滑な行財政運営に資することを目的として地方自治法第14条の規定により定めるものです。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市の債権 金銭の給付を目的とする市の権利をいう。
- (2) 公債権 市の債権のうち、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第231条の3第1項に規定する歳入に係る債権及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく徴収金に係る債権をいう。
- (3) 強制徴収公債権 公債権のうち、地方税法に基づく徴収金及び法令の規定に基づき国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができる債権をいう。
- (4) 非強制徴収公債権 公債権のうち、強制徴収公債権以外の債権をいう。
- (5) 私債権 市の債権のうち、公債権以外の債権をいう。
- (6) 非強制徴収債権 非強制徴収公債権及び私債権をいう。

### 【解説】

この条例の「債権」とは、地方自治法第240条に規定する「金銭給付を目的とする権利」で、租税債権を含めた全ての債権を対象に「債権全体型（税・延滞金等を含む）の法令引用型」として統一的・体系的に整備することを定めるものです。

第2条では各債権を非強制徴収公債権や、私債権も含めて用語の定義を定めています。

#### **（他の法令等との関係）**

第3条 市の債権の管理について、法令、条例又はこれらに基づく規則（法第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する公営企業管理規程を含む。次条において同じ。）に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

#### **【解説】**

この条例の規定は、法令、条例又はこれらに基づく規則（地方自治法第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する公営企業管理規程を含む。）に特別の定めがある場合を除き、市の債権管理について包括的に定めるものです。

#### **（市長等の責務）**

第4条 市長及び公営企業管理者（以下「市長等」という。）は、法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の定めるところにより、市の債権の適正な管理に努めなければならない。

#### **【解説】**

市長等は、法令等の定めるところにより、市の債権の適切な管理に努めなければならない責務を明確に規定しています。

**(台帳の整備)**

第5条 市長等は、市の債権を適正に管理するため、規則で定めるところにより台帳を整備しなければならない。ただし、当該市の債権の性質上特に必要がないと認められるときは、この限りでない。

**【解説】**

市の債権管理の適正化について、日常から経過を正しく記録する必要があり、正しい判断ができるように、債権管理上必要な事項について記録を義務付けることを定めるものです。

ただし、地方自治法第240条第4項第3号から第8号までの規定（預金に係る債権、寄付金等）や小城市手数料徴収条例第3条の規定（手数料）、小城市財務規則第144条に規定にする債権のように、債権発生後すぐに収納されるものなど債権の性質上特に必要がないと認められるときは、この限りでないことを定めるものです。

**(督促)**

第6条 市長等は、市の債権について、履行期限までに履行しない者がいるときは、法令等の定めるところにより、期限を指定してこれを督促しなければならない。

**【解説】**

市の債権について、債務者が納付期限を過ぎても履行しないときは、期限を指定して督促を行わなければならないことを定めるものです。

### (滞納処分等)

第7条 市長等は、強制徴収公債権について、督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、滞納処分その他その保全及び取立てに関し必要な措置並びに徴収猶予、換価の猶予及び滞納処分の停止について、法令等の定めるところにより、これを行わなければならない。

### 【解説】

滞納処分等（地方自治法第231条の3）では、国税及び地方税の例により強制徴収を行うものです。強制徴収公債権については、滞納が発生し督促をしたにもかかわらず、履行しなかった場合、裁判所の手続きを経ることなく、差押えなどの滞納処分を行わなければならないことを定めるものです。ただし、生活困窮など一定の事由に該当するときは、猶予などの緩和措置を行うこととなります。

### (強制執行等)

第8条 市長等は、非強制徴収債権について、督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第171条の2の規定による強制執行等の措置をとらなければならない。ただし、令第171条の5の規定による徴収停止の措置をとる場合又は令第171条の6の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

2 非強制徴収債権の履行期限の繰上げ、債権の申出、徴収停止、履行延期の特約及び免除等については、令第171条の3から第171条の7までの規定による。

### 【解説】

#### ○条例第8条第1項本文

#### <強制執行等〔地方自治法施行令第171条の2〕>

非強制徴収債権（非強制徴収公債権及び私債権）については、督促をした後、相当の期間を経過してもなお履行されないときは、原則として、裁判所に対しての訴訟、強制執行等の措置をとらなければならないことを定めています。

## ○条例第8条第1項ただし書き

### <徴収停止〔地方自治法施行令第171条の5〕>

徴収停止（同令第171条の5）では、履行期限の経過後において、債務者が履行しないもので、債務者の行方不明や法人である債務者の事業廃止など事実上徴収が困難な場合や金額が少額で訴訟など強制執行等の手段を執ることが経済的合理性に欠ける場合は、強制執行や保全の措置をとらずに徴収の停止を行うことができることを定めています。

（保全・取立てをしない措置〔同条各号列記〕）

- (1) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき。
- (2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき。
- (3) 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

### <履行延期の特約等〔地方自治法施行令第171条の6〕>

履行延期の特約等（同令第171条の6）では、当初の契約や処分等によって定まった履行期限後において、一定要件を満たしている場合に、契約や処分によって履行期限の変更や滞納金の分割納付など償還方法を変更することができることを定めています。

## ○条例第8条第2項

### <履行期限の繰上げ〔地方自治法施行令第171条の3〕>

履行期限の繰上げ（同令）では、履行期限の到来前において、一定の理由により債務者の信用状態に不安が生じた場合で、期限の到来を待っては、回収が困難となる場合には、債務者に納付期限の繰上げの通知を行うことを定めています。

### <債権の申出等〔地方自治法施行令第171条の4〕>

#### （第1項）

同令第171条の4第1項は、配当の要求その他の債権の申し出の規定で、債務者が支払不能の事態に陥ったことにより、他の債権者が先んじて強制執行の手続を採った場合や債務者自らが破産を申し立てた場合、その他の理由により債務者の財産の清算手続が開始された場合に申し出のための必要な措置をとらなければならないと定めています。

### <徴収停止〔地方自治法施行令第171条の5〕>

徴収停止（同令第171条の5）では、履行期限の経過後において、債務者が履行しないもので、債務者の行方不明や法人である債務者の事業廃止など事実上徴収が困難な場合や金額

が少額で訴訟など強制執行等の手段を執ることが経済的合理性に欠ける場合は、強制執行や保全の措置をとらずに徴収の停止を行うことができることを定めています。

(保全・取立てをしない場合〔同条各号列記〕)

- (1) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき。
- (2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき。
- (3) 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

#### <履行延期の特約等〔地方自治法施行令第171条の6〕>

履行延期の特約等（同令第171条の6）では、当初の契約や処分等によって定まった履行期限後において、一定要件を満たしている場合に、契約や処分によって履行期限の変更や滞納金の分割納付など償還方法を変更することができることを定めています。

#### <免除〔地方自治法施行令第171条の7〕>

免除（同令第171条の7）では、一定の要件を満たしている場合に、債務者の意思に関係なく、債権者である市の意志だけで債務を免除することができることを定めています。

### (債権の放棄)

第9条 市長等は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

- (1) 債務者が生活困窮状態（生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受け、又はこれに準ずる状態をいう。）にあり、資力の回復が困難で、相当の期間を経ても履行の見込みがないと認められるとき。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項その他の法令の規定により、債務者が当該非強制徴収債権につきその責任を免れたとき。
- (3) 令第171条の2の規定による強制執行等の措置又は令第171条の4の規定による債権の申出等の措置をとったにもかかわらず、完全に履行されていない場合において、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。
- (4) 令第171条の5の規定により徴収停止の措置をとった場合において、当該徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお履行させることが著しく困難又は不相当であると認められるとき。
- (5) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合、相続人全員が相続放棄した場合又は相続人が存在しない場合若しくは相続人のあることが明らかでない場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びにその他優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
- (6) 債務者が失踪、行方不明その他これに準ずる状態にあり、かつ、履行の見込みがないと認められるとき。
- (7) 当該非強制徴収債権が私債権であり、消滅時効に係る時効期間が満了したとき（債務者が時効の援用をしない特別の理由がある場合を除く。）。

2 市長等は、前項の規定により非強制徴収債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

### 【解説】

債権の放棄は、地方自治法第96条第1項第10号による議会の議決により成立し、又は、民法第145条による消滅時効の完成に伴い債権者からの時効の援用の申出をもって裁判所判断による成立が定められています。しかし、放棄に関する要件、基準について明確に定められていないため、時効の援用について債務者に指導できないなど法律の適用が実務上困難です。

そこで、この条例においては、国の債権管理事務取扱規則や地方税法における滞納処分の停止の要件、他市の事例等を踏まえ、公明・適正な処理を図ることを定めるものです。

なお、債権を放棄した場合は、放棄した債権の名称、債権の金額・件数及び放棄した理由その他必要な事業について議会に報告しなければならないことを定めるものです。

#### (情報の利用等)

- 第10条 市長等は、債務者が市の債権を履行期限までに履行しない場合において、市の債権管理に関する事務を適正かつ効率的に遂行する必要があると認めるときは、当該事務の遂行に必要な範囲で、法令等の規定に従い、当該債務者の情報（地方税法第22条の秘密に該当する情報を除く。）を同一の実施機関（小城市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年小城市条例第1号）第2条第1項に規定する実施機関をいう。以下同じ。）内において利用し、他の実施機関に提供し、又は他の実施機関から収集することができる。
- 2 市長等は、前項の規定により利用し、又は収集した情報を当該債権管理に関する事務以外の事務に利用してはならない。
- 3 市長等は、第1項の規定により情報を利用し、又は収集した情報を市の債権管理に関する事務に利用する場合は、当該債務者及び第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

#### 【解説】

市の債権管理に関する事務を適正かつ効率的に遂行する必要があると認めるときは、地方税法第22条の秘密に該当する税務情報を除き、市が保有する債務者に関する情報を関係課が利用・提供・収集することができることを定めるものです。

#### (委任)

- 第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 【解説】

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で別に定めるものです。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例は、施行日前に発生した市の債権についても適用する。
- 3 施行日前に法令等の規定により行われた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定により行われた処分、手続その他の行為とみなす。

### 【解説】

この条例は公布の日からの施行を行い、施行日前に発生した債権についてもこの条例の相当規定を適用することを定めるものです。